

大規模災害時の 支援活動等に関する協定書

平成21年3月4日

鹿 児 島 県

鹿 児 島 県 石 油 商 業 組 合

大規模災害時の支援活動等に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という）と鹿児島県石油商業組合（以下「乙」という）は、大規模災害時の支援活動等に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿児島県内で、台風、豪雨、地震等による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合で、甲が鹿児島県地域防災計画に基づき、災害対策本部等を設置したとき（以下、「大規模災害時」という。）に、被災者等に対する救援の円滑化を図るため、甲及び乙が相互に協力して行う支援活動に必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という）の給油所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- （1） 大規模災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、甲が保有する緊急通行車両への優先的な給油を行うこと。
- （2） 被災者及び帰宅困難者等に対して、乙がラジオ・テレビ・インターネット等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油所を一時休憩所として飲料水及びトイレを提供すること。

2 乙は、前項のほか、大規模災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、次のとおり取り扱うものとする。

- （1） 甲が石油類燃料の供給及び運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとする。
- （2） 石油類燃料の引渡し場所を甲が指定した場合は、甲は当該引渡場所において数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項第1号に規定する支援の実施に要する費用については、甲の負担とし、甲が負担する金額については、甲乙間の通常取引の例によるものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する支援の実施に要する経費については、乙の負担とする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議の上決定するものとする。

(会員への指導)

第5条 乙は大規模災害時に災害応急・復旧対策が円滑に実施されるよう組合員に対し、次のことについて協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 石油類燃料の価格高騰の防止
- (5) 救急措置その他協力できること

(情報の交換)

第6条 甲乙両者は、大規模災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議を行うものとする。

(適用)

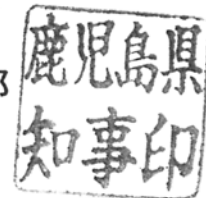
第8条 この協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。但し、甲乙いずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月4日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



乙 鹿児島市鴨池新町5番19号
鹿児島県石油商業組合

代表理事 坪久田正明

